

議案第13号

守口市立わかくさ・わかすぎ園条例の一部を改正する条例案

守口市立わかくさ・わかすぎ園条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立わかくさ・わかすぎ園条例の一部を改正する条例

第1条 守口市立わかくさ・わかすぎ園条例（平成23年守口市条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援を行う事業</p> <p>(2) 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援を行う事業</p> <p>(3) 法第24条の26第1項第1号の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2第6項</u>に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(4) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援を行う事業</p> <p>(2) 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援を行う事業</p> <p>(3) 法第24条の26第1項第1号の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(4) 略</p> <p>以下 略</p>

第2条 守口市立わかくさ・わかすぎ園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(利用者負担金の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号イに掲げる障害児の保護者 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(利用者負担金の納付)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号イに掲げる障害児の保護者 法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>以下 略</p>

第3条 守口市立わかくさ・わかすぎ園条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条第1号</u>の<u>福祉型児童発達支援センター</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の名称及び位置は、次</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第43条</u>の<u>児童発達支援センター</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>児童発達支援センター</u>の名称及び位置は、次のとお</p>

<p>のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援を行う事業</p> <p>(3) 法第24条の26第1項第1号の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(4) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>りとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援を行う事業</p> <p>(3) 法第24条の26第1項第1号の規定による指定を受けて行う<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(4) 略</p> <p>以下 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から、第3条の規定は令和6年4月1日から施行する。